

三重県実業団バドミントン連盟規約

第一章 総則(名称、組織及本部)

- 第1条 本会は三重県実業団バドミントン連盟と称する。
- 第2条 本会は三重県内の各官公庁、会社、工場、等の正式代表チームをもって組織する。
- 第3条 本会の事務局を連盟加盟事業所の中から総会で決定した事業所内または担当者自宅に置く。

第二章 目的及び事業

- 第4条 本会は三重県内におけるバドミントン競技の育成達成を図り、併せて、実業団並びに社会人の体位の向上と親睦、融和を図る事を目的とする。
- 第5条 本会は前条の目的を達成する為、次の事業を行う。
1. 競技会の開催及び管理
 2. 競技の指導及び育成
 3. その他、本会の目的を達成するに必要な事項

第三章 加盟及び脱退のための条件

- 第6条 本会の加盟に際しては、所定の申請書に必要事項を記入提出し理事会の承認を必要とする。
- 第7条 加盟費と年間登録費
1. 本会の加盟に際しては、加盟費 2, 000円
年間登録費 6, 000円を納入しなければならない。
 2. チーム加盟の事業所は年間登録費を 6, 000円とする。
- 第8条 脱退に際しては、その理由を明記した脱退届を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第四章 役員

- 第9条 本会に次の役員を置く。
1. 顧問 1名
 2. 会長 1名
副会長 1名
 3. 理事長 1名
 4. 副理事長 1名
 5. 理事 若干名、特別理事 1名
 6. 会計監査 2名
 7. 事務局長 1名(会計兼任とする)
 8. 評議員 加盟チームより1名
 9. 専門委員 各若干名
 10. 監査 1名
- ※各役職で不在とする場合がある。
- 第10条 役員を選出範囲及び役員の任務
1. 原則として役員は、実業団連盟に加盟しているチームの中から選出する。
但し会長、副会長については適任者であれば、この限りでない。
 2. 会長は総会に於いて推挙し、本会を代表して会務を総理する。
 3. 副会長は総会に於いて推挙し会長事故あるときは、これを代行する。
 4. 理事長は理事会に於いて互選、会長がこれを委嘱する。
理事長は会長の指示を受け、理事会を統轄し、各専門部門へ指示を行う。
又、特別委員会を設置した時は、その委員長となる。
 5. 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時は、その職務を代行する。
副理事長は理事会にて互選し、会長がこれを委嘱する。

6. 理事、事務局長は総会において選出し、会長がこれを委嘱する。
理事は理事会を組織し、諸行事の立案実施と実施後の報告を行う。
特別理事は伊勢方面の大会が企画開催された場合に支援する。
7. 会計監査は本会の財務を監査する。
8. 評議員は加盟チームを代表し、総会に於いて重要事項の審議に当たる。
9. 事務局長は、本会運営の企画、立案及び記録を行う。
10. 会計は本会の財務業務を行う。
 - ・会計は本会会計事務の一切を取扱うものとする。
 - ・会計簿は所定の手続きにより、閲覧の要求がある場合、即刻応ずる事が出来る様に常に完備していなければならない。
11. 審判部は審判講習会開催にあたり、当日の本部運営等これを補助する。
12. 専門委員会は、それぞれの委員会に属し、理事長の指示を受け委員会の実務を処理する。
 - ・各専門委員会は次の通りとする。
 - (1) 総務部門
 - (2) 競技部門
 - (3) 事務・会計部門
 - (4) 審判部門
 - ・各委員会は委員長1名、委員若干名でもって構成し理事会にて選出するものとする。
 - ・各専門委員会は専門委員会の規定により運営する。
12. 役員の任期は2ヶ年とし、再任を妨げない。
補充役員の任期は、前任者の残余期間とする。

第五章 機関

(議決機関)

第11条 本会に次の機関を置く。

1. 総会
2. 理事会

(総会)

第12条

1. 総会は本会の最高の議決機関で、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、理事、評議員を以って構成する。
2. 総会は、毎年1回会長が招集し開催する。但し、理事会が開催の要求を行った時、もしくは、会長が必要と認めた時、臨時に開催する事が出来る。
3. 定期総会は次の事項を決定する。
 - (1) 本会の業務報告および決算報告の承認に関する事項。
 - (2) 本会の業務計画及び予算案の審議
 - (3) 本会規則の改廃
 - (4) 本会役員の選出
 - (5) 登録料等の決定
 - (6) その他重要事項

(理事会)

第13条

1. 理事会は総会に次ぐ議決機関で、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、事務局長を以って構成する。
2. 理事会は、会長が必要と認めた時、招集し開催する。
又、理事の3分の1以上が付議事項を明記して要求した場合、速やかに理事会を招集しなければならない。
3. 理事会の議決事項は次ぎの通りとする。
 - (1) 総会の議決事項の運営に関する審議
 - (2) その他必要な事項

(議決)

第14条 本会の議決事項は、全ての構成人員の過半数の出席により出席者の過半数をもって成立する。可否同数の場合は、議長がこれを決する。

但し、全ての議決機関は、委任状の提出があれば出席とみなし、出席者数に含む。

(執行機関)

第15条 本会に次の執行機関を置く。

- (1) 各専門部門
- (2) 特別委員会

(各専門委員会)

第16条 1. 本会の実務を処理する為、次ぎの専門委員会を置く。

- (1) 総務部門
- (2) 競技部門
- (3) 事務・会計部門
- (4) 審判部部門

2. 各専門部門は、それぞれの委員をもって構成する。(役割については運用マニュアル参照)

3. 各専門部門は、それぞれの委員長が必要と認めた時、招集し開催する。

(特別委員会)

第17条 1. 本会の運営について、会長が必要と認めた時、特別委員会を設置することが出来る。

2. 特別委員会は、理事長、副理事長及び特別委員を以って構成する。

3. 特別委員会は、この委員長が必要と認めた時、招集し開催する。

4. 特別委員会の執行事項は理事会へ報告する。

第六章 財政

(収入の内容)

第18条 本会の収入は次の収入をもってこれにあてる。

1. 本会加入の為の加盟費及び年間登録費
2. 本会事業収入
3. 寄付金
4. その他の収入

(加盟費及び年間登録費)

第19条 加盟費及び年間登録費は総会で決める。

(年間登録費の返却)

第20条 加盟チームがその資格を失った場合においても年間登録費は返却しない。

(資産の管理と処分)

第21条 本会の資産管理及び処分は、会計規定に基づいて理事長が行う。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日迄の1ヶ年とする。

(予算編成)

第23条 本会の予算編成は毎会計年度の開始前に理事会で編成し、総会へ提出する。

(決算報告)

第24条 本会の決算報告は、毎会計年度の終了後、理事会で作成し、監事の監査結果を添えて総会へ提出する。

(専門部費の流用及び予備金の使用)

第25条 各委員会費の流用及び予備金の使用については、理事会の承認を得なければならない。

(財政事務)

第26条 財政事務は第10条10に定める所により、会計において取扱うものとする。

第七章 規則

(規則の改廃)

第27条 この規則の改廃は、総会において、出席者の過半数の賛成をもって定める。

(細則の立案規定)

第28条 この規則の施行についての細則は理事会で審議し、総会で承認を得る。

(書類保管期限)

第29条 書類等は原則 5年経過後に廃棄処分とし、理事長判断によりこれを行う。

付則

- 1 本会の規則は、昭和51年4月1日より施行する。
- 2 昭和52年4月1日 一部改正
- 3 昭和60年4月1日 一部改正
- 4 昭和62年4月1日 一部改正
- 5 平成12年4月1日 一部改正
- 6 平成14年4月1日 一部改正
- 7 平成18年4月1日 組織変更に伴う第16条「各専門委員会」の見直し。
- 8 平成22年4月1日 第3条 実態に合わせた「事務局設置場所」の見直し。
- 9 平成23年4月1日 第9条 顧問の新設および補足事項の追加。
- 10 平成25年4月1日 第9条 特別理事の新設および補足事項の追加。
- 11 2019年4月1日 審判部新設に伴う組織変更および下記条項の追加。

(第10条 11項追加、12項(4)審判部 追加、第16条(4)審判部門 追加)
- 12 第七章 規則: 書類保管期限の新設。
2022年4月1日 特別理事および会計監査者数の見直し。
- 13 2024年4月1日 異動による「特別理事」の見直しおよび「監査」の新設。